

平成27年 1月  
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年12月12日から平成27年1月10日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集を行ったところ、7件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第31号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年12月12日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	7件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	7件
電子メール	0件
ファクシミリ	0件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案関係  
政令案について、

優良運転者に係る更新時講習手数料の引下げは理解できるが、高齢者による交通事故が急増している中、高齢者講習手数料の引下げは理解できない。高齢者講習手数料を引き下げるにしても、高齢者講習は当然強化すべき。

自動車教習所の収支の観点から、高齢者講習手数料の引下げには反対である。現行額からの引上げについて考えてほしい。

運転免許を取り消された者の中には再び免許を持つことが適切でない者が多く、取消処分者講習手数料の引下げには反対である。むしろ、安全運転管理者等に対する講習手数料については、社会の経費として安くしてほしい。

という御意見がありました。

運転免許等に関する手数料の標準については、運転免許等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み適切なものとなるよう、原則として3年ごとにその金額について見直すこととしています。

今回の手数料の標準の改定に当たっても、最近の人件費や物価の変動、各種物品の調達状況等の調査の結果を反映し、実費を算定していますので、原案のとおりとさせていただきます。

なお、頂いた御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的な高齢者講習の実施、悪質・危険運転者対策等の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

2 その他

政令案の内容に対する御意見ではありませんが、法律改正に関する御意見、都道府県における講習の委託料に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。